

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

### 保険料の減免の対象となる方

1

新型コロナウイルス感染症により、**主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方**

※世帯主または国保加入者のうち収入の多い方。

保険料を**全額免除**

2

新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる世帯の方**

保険料の**一部を減額**

#### ※保険料が一部減額される具体的な要件〈主たる生計維持者について〉

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

：令和3年所得が0円であった場合の収入の種類は、収入の減少にかかわらず減免の対象になりません。

：新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合等で離職した人については、本減免の対象にはならず、非自発的の失業者にかかる保険料の軽減が適用されます。ただし、給与収入以外で、収入減少が見込まれるときは、対象となる場合があります。

### 保険料の減免額は

減免対象保険料額(A)に減免割合(B)をかけた金額です。

保険料の減免額

=

(A)

減免対象の保険料額

×

(B)

合計所得金額に応じた減免割合

世帯の被保険者全員について算定した保険料額

×

主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額

主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

**申請期限 令和5年3月31日(金) 必着**

申請に必要な書類等の詳細については、ホームページをご覧ください。

● お問い合わせ先



〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 保険年金課 国民健康保険係

電話：0749-65-6512(直通)

● 市ホームページにも関連情報を掲載しております。